

2020年宮崎水産物応援キャンペーン事業助成金（二次募集）交付要綱

宮崎のさなかビジネス拡大協議会

（趣 旨）

第1条 宮崎のさなかビジネス拡大協議会（以下「協議会」という。）は、宮崎県漁業協同組合連合会など関係機関等との緊密な連携のもと、新型コロナウイルス感染拡大に伴い厳しい経済状況に陥っている県内水産業者の活動支援の一環として、産直水産物の消費拡大活動を支援することとし、予算の範囲内で、協議会会長が適当と認めた団体等に対し助成金を交付するものとする。

（助成対象事業、対象経費、助成率）

第2条 前条の助成金の交付対象となる助成対象事業、対象経費、助成率は、以下のとおりとする。

事業の内容	事業対象者、対象経費、助成率、助成額
産直活動の支援	<p>【対 象 者】 県内水産業者、県内各漁業業同組合、宮崎県漁業協同組合連合会</p> <p>【対象者とする条件】</p> <p>① 自社型、モール型に関わらず自社商品の販売の紹介ECサイトに掲示している者</p> <p>【対象経費】 宮崎県産の魚介類及びそれを加工した商品を産地直送品として県内外に販売する際の対象商品の送料（消費税は対象外とする）</p> <p>【助 成 率】 定額</p> <p>【助 成 額】 予算の限りとする。</p> <p>【事業期間】 企業認定決定日より令和3年1月31日まで または、予算の限りとする。</p>

（事業計画書に添付すべき書類）

第3条 前条の事業を実施しようとする者のうち、新規で申請する者は、別途定める様式に基づき次の（1）、（2）及び必要に応じて（4）の書類を一次募集に引き続き申請する者は。（3）及び必要に応じて（4）の書類を協議会会長に提出しなければならない。

（1）対象企業認定申請及び事業計画書（様式第1号）

- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 対象企業認定申請（継続）（様式6号）
- (4) その他、協議会会長が指示する資料

2 協議会会長は前項の書類を受理した場合は、適切に審査を行い、適当と認められた申請者に対し、当該事業の対象企業として認定した旨を通知するものとする。

#### （助成金の交付方法）

第4条 この助成金は、精算払いにより交付する。認定を受けた企業（以下、「認定企業」という。）は、認定を受けた後に発生した事業対象経費について請求する場合は、毎月末でその額を集約し、後述の（1）活動報告書を速やかに提出すると共に、その翌月末までに以下の書類を提出すること。

- (1) 活動報告書（様式第4号）
- (2) 請求書（様式第5号）
- (3) 事業実施の証拠書類（写）

但し、宮崎のさかなビジネス拡大協議会の職員が現地で証拠書類の確認を行い、添付不要と指示した場合は、事業実施の証拠書類（写）の提出は免除する。

- (4) その他、協議会会長が指示する資料

#### （実地調査等）

第5条 協議会会長は必要に応じて助成事業等の遂行状況を実地に調査し、または遂行状況に関する報告を求めることができる。

#### （書類の保管）

第6条 助成金の交付を受けた団体等は、この助成金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした書類を整備の上、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### （書類の提出部数）

第7条 この規則により本協議会会長に提出する書類の部数は1部とし、その様式は別記に定めるほか、本協議会会長が指示する様式とする。

付 則

この要綱は令和2年8月11日から施行する。